

(宿泊事業者様)

事業実施に際してご留意頂きたい点について

事業実施に際して、以下の点、ご留意いただきますよう、宜しくお願いします。

(1) 割当数通知書の説明

- ・割当の「泊数」は、人泊となります。(例：50泊は、50人分の割引枠となります。)
- ・当事業の申請単位は、「都内観光促進事業」実施要綱第4条（旅行業者等の登録）に基づき、一法人につき一申請となります。一法人複数申請（複数施設を保有されている法人様で、施設単位でご申請）を頂いた場合は、法人単位でまとめ、法人代表者様へ通知をさせて頂いております。各施設様へは通知等はしておりませんので、その旨各施設へ連絡をお願いします。

(2) 販売の開始日時について

販売開始は、令和2年10月23日（金）14時以降でお願いします。

(3) GoTo トラベル事業第三者機関の活用について（注意）

本事業の登録事業者は、GoTo トラベル事業参画区分のパターンB又はパターンCの事業者が対象となります。(参画区分は、以下 GoTo トラベル事業ホームページ参照)

当財団は、ご申告頂いた情報をもとに該当パターンであることを確認しておりますが、当該パターンでなかった（パターンAや未登録）ことが、後で判明した場合には、事業者登録を抹消するとともに、助成金の交付ができなくなります。改めてご自身の参画区分を、お間違えがないように、ご確認頂きますようお願いいたします。

<GoTo トラベル事業ホームページ> : <https://biz.goto.jata-net.or.jp/yado/>

(4) GoTo トラベル事業との併用について

当割引の適用は、GoTo トラベル事業と併用されていることが条件となります。

そのため、GoTo トラベル事業の現時点での終期予定を踏まえ、当面、令和2年10月24日（土）から令和3年1月31日（日）に宿泊し、GoTo トラベル事業の割引適用を受ける宿泊を「もっと楽しもう！TokyoTokyo」の割引適用対象としてご販売ください。

GoTo トラベル事業が延長される場合には、取扱いについて別途通知します。

<裏面もご覧ください>

(5) 配分枠を消化した場合の対応について

配分した枠の消化が近づいた（配分数の残り 10%程度）際には、速やかに以下に記載の【問い合わせ先】までご連絡ください。

また、予算の執行状況に応じて、追加配分の募集を行う場合があります。その際は、別途各事業者様にお知らせいたします。

※追加配分の有無は、予算状況次第となります。

募集をお約束するものではございませんので予めご了承ください。

(6) 実施要綱、実施要領及びQ A等の確認について

事業実施において、以下ホームページ掲載の「都内観光促進事業」実施要綱、実施要領及びQ A等をご確認の上で、事業を進めて頂きますようお願いいたします。

<事業ホームページ> : https://www.tcvb.or.jp/jp/news/2020/1022_3839/index.html

(7) 実績報告書の提出

実績報告書の提出方法及び提出様式は、上記(6)記載ホームページに掲載しております。ご確認頂き、必要な書類を添付の上で手続きを行って頂きますようお願いいたします。

なお、実績報告時にお預かりした個人情報、助成金交付の目的のために必要な範囲で利用します。当財団が取得した個人情報は目的以外には一切使用しません。

(8) 制度の改定について（実施要綱の改定）

以下の制度の改定を行いましたので、ご留意頂きますようお願いいたします。

※改定後の実施要綱は、上記(6)記載のホームページに掲載しております。

割引を適用する宿泊数の上限について

多くの都民の方に旅行を楽しんで頂くために、1回の旅行の割引の適用可能な宿泊上限は、1人5泊とします。（利用回数の制限はございません。）

【問い合わせ先】

都内観光促進事業（もっと楽しもう！TokyoTokyo）事務局コールセンター
電話 03-5484-5886
03-5484-5887

以上

(様式3-3)

都内観光促進

令和2年10月21日

株式会社ホテルサンルート浅草御中

公益財団法人東京観光財団
理事長 前田 新造



「都内観光促進事業取扱事業者」宿泊事業者区分割当数通知書

「都内観光促進事業」の実施にあたり、審査の結果、貴社の割当数については下記のとおりとします。

記

1 割当 宿泊 100 泊

2 助成金単価 「都内観光促進事業」実施要綱第5条のとおり。

以上

(様式2)

都内観光促進

令和2年10月21日

株式会社ホテルサンルート浅草 御中

公益財団法人東京観光財団
理事長 前田 新造



「都内観光促進事業取扱事業者」登録証

「都内観光促進事業取扱事業者」の登録が完了したことを証明します。

登録区分 宿泊事業者

事業者登録 No. 207

【注意事項】

本登録証は、再発行することが出来ないので大切に保管してください。